



埼玉県発行

目次

告示

- 特定非営利活動法人の設立に係る公告 (西部創造) 一
- 埼玉県山西省友好記念館の指定管理者の指定 (みどり自然課) 二
- 埼玉県長瀬総合射撃場の指定管理者の指定 ( ) 二
- 埼玉県みどりの村の指定管理者の指定 (森づくり課) 二
- 埼玉県森林科学館の指定管理者の指定 ( ) 二
- 秋ヶ瀬公園の指定管理者の指定 (公園課) 二
- 森林公園緑道の指定管理者の指定 ( ) 二
- 久喜菖蒲公園の指定管理者の指定 ( ) 三
- 所沢航空記念公園の指定管理者の指定 ( ) 三
- しらこばと公園、川越公園及び加須はなさき公園の指定管理者の指定 ( ) 三

○秩父公園の指定管理者の指定 (公園課) 三

○さきたま緑道及び花の里緑道の指定管理者の指定 ( ) 三

○みさと公園及び吉川公園の指定管理者の指定 ( ) 三

○彩の森人間公園の指定管理者の指定 ( ) 三

○上尾運動公園の指定管理者の指定 ( ) 四

○和光樹林公園の指定管理者の指定 ( ) 四

○新座緑道の指定管理者の指定 ( ) 四

○狭山稲荷山公園の指定管理者の指定 ( ) 四

○権現堂公園の指定管理者の指定 ( ) 四

○秩父都市計画公園の変更 ( ) 四

○県道志木停車場線の区域の変更 (朝霞県土) 五

- 県道志木停車場線の区域の変更 (朝霞県土) 五
- 開発行為に関する工事の完了公告 (東松山県土) 五
- 建築基準法に基づく道路の位置の指定 (秩父県土) 六
- 開発行為に関する工事の完了公告 (杉戸県土) 六
- 埼玉県立川ノ博物館の指定管理者の指定 (生涯学習文化財課) 七
- 埼玉県立武道館の指定管理者の指定 (スポーツ振興課) 七
- 開発行為に関する工事の完了公告 (杉戸県土) 六
- 埼玉県教育委員会定例会の招集 (教委・総務課) 七
- 埼玉県立武道館の指定管理者の指定 (スポーツ振興課) 七

告示

埼玉県告示第一号

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により特定非営利活動法人を設立しようとする者から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書を申請のあった日から二週間、総務部NPO活動推進課及び埼玉県西部地域創造センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法(埼玉県NPO情報ステーション(<http://www.satamaker-npo.net/>))により縦覧に供する。

平成二十年一月四日

埼玉県知事 上田清司

一 申請のあった年月日

平成十九年十二月二十五日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人奥武蔵児童教育活動ネットワーク

三 代表者の氏名

岩崎 義廣

四 主たる事務所の所在地

埼玉県飯能市東町十四番地九号

五 定款に記載された目的

この法人は、埼玉県西部地域の住民に対し、地域文化の普及及び伝統文化の継承並びに教育に関する事業を行い、健全な次世代育成と地域社会の教育文化の向上に寄与することを目的とする。

埼玉県告示第二号

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により特定非営利活動法人を設立しようとする者から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書を申請のあった日から二月間、総務部NPO活動推進課及び埼玉県西部地域創造センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法(埼玉県NPO情報ステーション(<http://www.satiamaken-npo.net/>))により縦覧に供する。

平成二十年一月四日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 申請のあった年月日  
平成十九年十二月二十一日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人ESTRELA スポーツクラブ

三 代表者の氏名

明石 潤一

四 主たる事務所の所在地

埼玉県朝霞市根岸台三丁目八番八号

五 定款に記載された目的

この法人は、幼児から高齢者までに地域の住民に対し、スポーツの普及と振興を図り、生涯を通じて豊かなス

ポーツライフを送る事ができるスポーツ文化の根付いた社会の形成に寄与することを目的とする。

埼玉県告示第三号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十四条の二第三項の規定により、埼玉県山西省友好記念館の指定管理者を次のとおり指定した。

平成二十年一月四日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地

財団法人小鹿野町振興公社

埼玉県秩父郡小鹿野町両神薄二千九百六番地

二 指定の期間

平成二十年四月一日から平成二十五年三月三十一日まで

年三月三十一日まで

埼玉県告示第四号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十四条の二第三項の規定により、埼玉県長瀬総合射撃場の指定管理者を次のとおり指定した。

平成二十年一月四日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地

株式会社秩父開発機構

埼玉県秩父市東町二十九番二十号  
二 指定の期間  
平成二十年四月一日から平成二十二年三月三十一日まで

埼玉県告示第五号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十四条の二第三項の規定により、埼玉県みどりの村の指定管理者を次のとおり指定した。

平成二十年一月四日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地

株式会社高橋造園

埼玉県秩父郡小鹿野町下小鹿野二千七番地

二 指定の期間

平成二十年四月一日から平成二十五年三月三十一日まで

埼玉県告示第六号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十四条の二第三項の規定により、埼玉県森林科学館の指定管理者を次のとおり指定した。

平成二十年一月四日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地

埼玉県知事 上 田 清 司

社団法人埼玉農林公社  
埼玉県行田市大字真名板千九百七十五番一  
二 指定の期間  
平成二十年四月一日から平成二十五年三月三十一日まで

埼玉県告示第七号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十四条の二第三項の規定により、秋ヶ瀬公園の指定管理者を次のとおり指定した。

平成二十年一月四日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地

財団法人埼玉県公園緑地協会

埼玉県さいたま市大宮区高鼻町四丁目百三十番地

二 指定の期間

平成二十年四月一日から平成二十五年三月三十一日まで

埼玉県告示第八号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十四条の二第三項の規定により、森林公園緑道の指定管理者を次のとおり指定した。

平成二十年一月四日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 指定管理者の名称及び主たる事務所  
の所在地  
財団法人公園緑地管理財団  
東京都港区麻布台二丁目四番五号

二 指定の期間  
平成二十年四月一日から平成二十五年三月三十一日まで

埼玉県告示第九号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十四条の二第三項の規定により、久喜菖蒲公園の指定管理者を次のとおり指定した。

平成二十年一月四日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 指定管理者の名称及び主たる事務所  
の所在地  
日本環境マネジメント株式会社

埼玉県さいたま市浦和区仲町一丁目  
十二番一号

二 指定の期間

平成二十年四月一日から平成二十五年三月三十一日まで

埼玉県告示第十号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十四条の二第三項の規定により、所沢航空記念公園の指定管理者を次のとおり指定した。

平成二十年一月四日

埼玉県知事 上 田 清 司  
一 指定管理者の名称及び主たる事務所  
の所在地  
(財)埼玉県公園緑地協会・(財)日本科学  
技術振興財団グループ  
埼玉県さいたま市大宮区高鼻町四丁  
目百三十番地

二 指定の期間

平成二十年四月一日から平成二十五年三月三十一日まで

埼玉県告示第十一号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十四条の二第三項の規定により、しらこぼと公園、川越公園及び加須はなさき公園の指定管理者を次のとおり指定した。

平成二十年一月四日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 指定管理者の名称及び主たる事務所  
の所在地  
財団法人埼玉県公園緑地協会

埼玉県さいたま市大宮区高鼻町四丁  
目百三十番地

二 指定の期間

平成二十年四月一日から平成二十五年三月三十一日まで

埼玉県告示第十二号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十四条の二第三項の規定により、秩父公園の指定管理者を次のとおり指定した。

平成二十年一月四日  
埼玉県知事 上 田 清 司  
一 指定管理者の名称及び主たる事務所  
の所在地  
秩父開発機構・西武造園グループ  
埼玉県秩父市東町二十九番二十号

二 指定の期間

平成二十年四月一日から平成二十五年三月三十一日まで

埼玉県告示第十三号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十四条の二第三項の規定により、さきたま緑道及び花の里緑道の指定管理者を次のとおり指定した。

平成二十年一月四日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 指定管理者の名称及び主たる事務所  
の所在地  
株式会社清香園

埼玉県本庄市朝日町三丁目二十二番  
四号

二 指定の期間

平成二十年四月一日から平成二十五年三月三十一日まで

埼玉県告示第十四号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十四条の二第三項の規定により、みさと公園及び吉川公園の指定管理者を次のとおり指定した。

平成二十年一月四日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 指定管理者の名称及び主たる事務所  
の所在地  
財団法人埼玉県公園緑地協会

埼玉県さいたま市大宮区高鼻町四丁  
目百三十番地

二 指定の期間

平成二十年四月一日から平成二十五年三月三十一日まで

埼玉県告示第十五号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十四条の二第三項の規定により、彩の森入間公園の指定管理者を次のとおり指定した。

平成二十年一月四日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 指定管理者の名称及び主たる事務所  
の所在地  
入間公園・西武パートナーズ

東京都豊島区南池袋一丁目十六番十  
五号

二 指定の期間

平成二十年四月一日から平成二十五年三月三十一日まで

埼玉県告示第十六号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十四条の二第三項の規定により、上尾運動公園の指定管理者を次のとおり指定した。

平成二十年一月四日

埼玉県知事 上田清司

一 指定管理者の名称及び主たる事務所  
の所在地  
財団法人埼玉県公園緑地協会

埼玉県さいたま市大宮区高鼻町四丁目百三十番地

二 指定の期間

平成二十年四月一日から平成二十二年三月三十一日まで

埼玉県告示第十八号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十四条の二第三項の規定により、新座緑道の指定管理者を次のとおり指定した。

平成二十年一月四日

埼玉県知事 上田清司

一 指定管理者の名称及び主たる事務所  
の所在地  
新座市

埼玉県新座市野火止二丁目一番一号

二 指定の期間

平成二十年四月一日から平成二十三年三月三十一日まで

埼玉県告示第十九号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十四条の二第三項の規定により、狭山稲荷山公園の指定管理者を次のとおり指定した。

平成二十年一月四日

埼玉県知事 上田清司

一 指定管理者の名称及び主たる事務所  
の所在地  
狭山市

埼玉県狭山市入間川二丁目二十三番

五号

二 指定の期間

平成二十年四月一日から平成二十三年三月三十一日まで

埼玉県告示第二十号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十四条の二第三項の規定により、権現堂公園の指定管理者を次のとおり指定した。

平成二十年一月四日

埼玉県知事 上田清司

一 指定管理者の名称及び主たる事務所  
の所在地  
幸手市

埼玉県幸手市東四丁目六番八号

イ 幸手市

ロ 北葛飾郡栗橋町

埼玉県北葛飾郡栗橋町大字間鎌二百五十一番地の一

二 管理する区域

イ 幸手市が管理する区域  
幸手市大字高須賀、大字権現堂、  
大字内国府間及び北三丁目地内

ロ 北葛飾郡栗橋町が管理する区域  
北葛飾郡栗橋町大字小右衛門及び  
幸手市大字外国府間地内

三 指定の期間  
平成二十年四月一日から平成二十三年三月三十一日まで

号)第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、秩父都市計画公園を次のとおり変更した。  
なお、当該変更に係る図書を埼玉県都市整備部公園課において縦覧に供する。

平成二十年一月四日

埼玉県知事 上田清司

一 都市計画を定める土地の区域  
秩父市野坂町二丁目、熊木町、大宮字坂氷、大宮字熊木上、大宮字藤井、大宮字野坂町上、大宮字桐畑及び大宮字日野田上地内

二 都市計画に係る公園の名称  
五・六・〇二号 羊山公園

埼玉県告示第二十一号

都市計画法(昭和四十三年法律第百

埼玉県朝霞県土整備事務所長告示第一号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。  
 その関係図面は、平成二十年一月四日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県朝霞県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十年一月四日

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 志木停車場線
- 三 道路の区域

埼玉県朝霞県土整備事務所長 吉田耕三

旧新別	区	間	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
旧	志木市本町五丁目一番地先から同市本町五丁目二二七番八地先まで		八・八五 ┌ └一八・〇〇	一一二〇・〇〇	街路整備工事による
新	志木市本町五丁目二二三番二〇地先から同市本町五丁目二二七番八地先まで		一八・〇〇 ┌ └一八・〇〇	一一二・二五	

埼玉県朝霞県土整備事務所長告示第二号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。  
 その関係図面は、平成二十年一月四日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県朝霞県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十年一月四日

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 志木停車場線
- 三 道路の区域

埼玉県朝霞県土整備事務所長 吉田耕三

旧新別	区	間	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
旧	志木市本町五丁目一九九四番三地先から同市本町五丁目一九三番一地先まで		九・〇二 ┌ └九・〇三	二八・〇〇	街路整備工事による
新			九・〇三 ┌ └三九・四〇		

埼玉県東松山県土整備事務所長告示第一号

都市計画法(昭和四十三年法律第一百二十六条第三項の規定により、次

の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

許可番号

谷口建一

検査済証番号

平成二十年一月四日  
埼玉県東松山県土整備事務所長

平成十八年三月二十二日  
第一七〇三三二〇号

平成十九年十二月二十五日  
第一九〇一四三号  
開発区域に含まれる地域の名称

比企郡小川町大字飯田字打越三三八  
一五  
鷹觜 典之

埼玉県秩父県土整備事務所長告示第四号  
建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第四十二条第一項第五号の規定による道路の位置の指定を次のとおり行った。

平成二十年一月四日

埼玉県秩父県土整備事務所長 須加和隆

指定番号	指定年月日	指定した道路の位置	道路の幅員 (単位メートル)	道路の延長 (単位メートル)	申請者の住所及び氏名又は名称
第七号	平成十九年十二月二十五日	秩父郡皆野町大字皆野字中大浜五一六番三三号、五一六番三四号、五一六番三五号	五・〇〇	一〇七・六六	秩父市中村町四丁目一〇番一五号 株式会社 宅建センター 代表取締役 中田勝輝

埼玉県秩父県土整備事務所長告示第一号  
都市計画法(昭和四十三年法律第百一十号)第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十年一月四日

埼玉県秩父県土整備事務所長

榎本 恵樹

一 許可番号

平成十九年十二月十八日

指令杉整第一九〇一七五一号

二 検査済証番号

平成十九年十二月二十一日

杉整第一三八七一一号

三 開発区域に含まれる地域の名称

北葛飾郡杉戸町杉戸一丁目一八〇三

一 一 一  
四 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
東京都武蔵野市境二丁目二番二号  
株式会社 飯田産業  
代表取締役 兼井 雅史

一

平成十九年十一月二十八日  
指令杉整第一九〇一七六〇号

二 検査済証番号

平成十九年十二月二十一日

杉整第一三八八一一号

三 開発区域に含まれる地域の名称

南埼玉郡宮代町笠原一丁目九一九一

一 一

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

東京都武蔵野市境二丁目二番二号

株式会社 飯田産業

代表取締役 兼井 雅史

平成二十年一月四日

埼玉県秩父県土整備事務所長

埼玉県秩父県土整備事務所長告示第三号

都市計画法(昭和四十三年法律第百

号)第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十年一月四日

埼玉県秩父県土整備事務所長

榎本 恵樹

一 許可番号

平成十九年八月二十一日

指令杉整第一九〇〇九四〇号

二 検査済証番号

平成十九年十二月二十五日

杉整第一三九七一一号

三 開発区域に含まれる地域の名称

北葛飾郡杉戸町大字堤根字池ノ房三

五四九一一

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

茨城県つくば市並木四丁目一  
高澤 日出夫

埼玉県杉戸県土整備事務所長告示第四号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十年一月四日

埼玉県杉戸県土整備事務所長

榎本 恵樹

一 許可番号

平成十九年十二月二十一日

二 検査済証番号

平成十九年十二月二十五日

三 開発区域に含まれる地域の名称

杉整第一三九九一―号

四 北葛飾郡鷺宮町大字鷺宮字二枚橋三

五四―四

五 四―四

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

久喜市本町四丁目五番三―号

有限会社 勸銀ホームセンター 代

表取締役 玉垣拓雄

埼玉県教委告示第一号

埼玉県教育委員会定例会を次のとおり

招集する。

平成二十年一月四日

埼玉県教育委員会委員長

高橋 史朗

一 日時

平成二十年一月十日 午前十時

二 場所

さいたま市浦和区高砂三丁目十五番

一 号

埼玉県教育局教育委員会室

三 議題

当面する教育関係諸問題について

埼玉県教委告示第二号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十四条の二第三項の規定により、埼玉県立川の博物館の指定管理者を次のとおり指定した。

平成二十年一月四日

埼玉県教育委員会委員長

高橋 史朗

一 指定管理者の名称及び主たる事務所

の所在地

株式会社乃村工藝社

東京都港区芝浦四丁目六番四号

二 指定の期間

平成二十年四月一日から平成二十五

年三月三十一日まで

埼玉県教委告示第三号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十四条の二第三項の規定により、埼玉県立武道館の指定管理者を次のとおり指定した。

平成二十年一月四日

埼玉県教育委員会委員長

高橋 史朗

一 指定管理者の名称及び主たる事務所

の所在地

財団法人埼玉県体育協会・株式会社

サイオー共同事業体

埼玉県さいたま市浦和区岸町七丁目

十二番四号

二 指定の期間

平成二十年四月一日から平成二十五

年三月三十一日まで

発行日	毎週 火曜日・金曜日
購読料金	一年四万三千四百円 (郵便料金を含む)
発行者	埼玉県 さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一 〇四八―八二四―二二一―(代表)
印刷所	株式会社 さいたま市南区別所三―一―一〇 〇四八―八六―二二九―(代表)
発行所	埼玉県 さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一 http://www.pref.saitama.lg.jp/A01 /BA00/kenpouhome/fr_top.htm